

行橋市骨髓等移植ドナー助成事業

R5.5.1更新

行橋市では、骨髓等の移植やドナー登録の推進を目的として、骨髓や末梢血幹細胞を提供する方に助成金を交付し、休業による経済的な負担の軽減を行います。

1. 対象者

次のすべてに該当する方

- (1)公益財団法人日本骨髓バンク(以下、「骨髓バンク」)が実施する、骨髓バンク事業にドナー登録を行い、骨髓等の提供を完了した方。または、骨髓等の提供に係る最終同意を行った後に、提供者の自己都合以外の理由により提供が中止した方
- (2)骨髓等の提供を行った日および交付申請をする日に行橋市に住民登録がある方
- (3)令和2年4月1日以降に骨髓等の提供を完了した方
- (4)他の地方公共団体から助成金に相当する補助金等、これらに類するものの交付を受けていない方
- (5)市税等を滞納していない方
- (6)暴力団員もしくは暴力団と関係のない方

※骨髓ドナー休暇制度、休日を利用した日数は助成の対象外となります。

2. 助成金額

助成金額は、骨髓等の提供のために要した、通院および入院等の日数1日につき **2万円** です。

ただし、1回の提供につき **20万円** (10日間)を上限とします。

【対象となる通院・入院等】

- 健康診断のための通院 ●自己血採血のための通院 ●骨髓採取のための入院
 - その他骨髓等の提供に関し、骨髓バンクまたは医療機関が必要と認める通院、入院および面談
- ※いずれも、骨髓・末梢血幹細胞の採取術およびこれに関する医療処置によって生じた健康被害のためのものは除きます。

3. 申請方法

骨髓等の提供が完了(または中止)した日から **90日以内**に、以下の提出書類を行橋市 地域福祉課 健康づくり推進係に提出してください。

【申請書類】

- ① 行橋市骨髓等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)
※書類は、行橋市 地域福祉課 健康づくり推進係の窓口や、行橋市ホームページにて配布しています
- ② 骨髓バンクが発行する骨髓等の提供を行ったことを証する書類
- ③ 骨髓等の提供に係る通院または入院した日を証する書類(対象となる日数が分かるもの)
- ④ ドナー休暇制度がないことを証する書類、もしくはドナー休暇制度の利用状況を証する書類(対象期間中の申請者の休日について記載のあるもの)
- ⑤ 市税等を滞納していないことを証明する書類

ホームページはこちら



〒824-8601行橋市中央1丁目1番1号

行橋市 地域福祉課 健康づくり推進係 (行橋市役所 東棟2階)

TEL:0930-23-8888